

「多重債務者相談強化キャンペーン 2011」の実施要領

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）及び日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が共催で、平成23年9月1日（木）～12月31日（土）の間、「多重債務者相談強化キャンペーン 2011」を設ける。

1. 概要

(1) 無料相談会の実施

○「多重債務者相談強化キャンペーン 2011」の実施にあたり、共催団体連名で全国の都道府県、中小企業団体（注）に呼びかけ、キャンペーン期間中、都道府県及び当該都道府県の弁護士会・司法書士会、中小企業団体が共同で、消費者及び事業者を対象とした、無料相談会を実施する。

注）中小企業団体とは、全国の商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会。

○無料相談会の実施にあたっては、「多重債務」相談窓口という名称に抵抗を持つ債務者に配慮し、家計相談やお金に係る相談会といった名称に変更することや、例えば回覧板等人目を気にせずに、相談会や窓口の情報を得られるよう、工夫ある広報を行う。

○無料相談会において、対応が可能な都道府県・市区町村については、都道府県・市区町村及び関係機関が連携し、債務者の家計管理能力を向上させ、着実な債務の返済を促すだけでなく借金問題を未然に防ぐための家計相談を、必要に応じて実施する。また、対応が可能な都道府県・市区町村については生活再建のためのセーフティネット制度等を紹介するためのブースを設置し、必要に応じて相談者を借金に係る相談ブースから誘導し、ワンストップでの相談が可能な相談会を実施する。

○キャンペーン期間中は、例えば、集中的に開催期間を設ける場合は一週間程度設ける、休日・夜間に相談を受け付けるなど、多数の相談者が相談できるよう、相談会の日時を設定する。なお、実施日は各都道府県・中小企業団体並びに当該都道府県の弁護士会及び司法書士会が相談して決定する。

○無料相談会の実施においては、周辺市区町村の相談員（又は相談に当たる職員。以下「相談員等」という。）及び都道府県・中小企業団体の経営相談員等の参加を呼びかける。

○当日は、都道府県・中小企業団体の経営相談員等による事業者向けの融資制度の紹介や、自治体の相談員等と弁護士又は司法書士による多重債務者相談を実施する。

○本企画は、自治体の相談員等が、弁護士又は司法書士と同席して多重債務者相談を行うことにより、相談に関する経験を積む実地研修としても位置づける。

(2) キャンペーンに係る広報の実施

○「多重債務者相談強化キャンペーン 2011」の広報は、多重債務者対策本部、日弁連、日司連、法テラスの共同で全国展開する。

- 無料相談会の日時や場所と常設の相談窓口の周知・広報については、各地域において相談会・相談窓口それぞれの実施主体が中心となっていく。特に、各都道府県においては、回覧板・広報誌等地域に密着した広報媒体を活用した周知活動を行う。なお、本周知活動は上記中小企業団体の他、都道府県商店街振興組合連合会も協力して行う。
- 特に、キャンペーン期間中、都道府県・中小企業団体は、通常実施している事業者向け経営相談において、貸金業者からの借入れについての相談にも対応可能であることを周知徹底する。
- 債務者の借金問題の発生・悪化を防止し、健全な消費生活を促すため、各都道府県においてヤミ金やクレジットカードのショッピング枠の現金化、金貨金融等の利用防止に係る周知・広報を行う。
- キャンペーン期間のうち、特に9月及び12月を重点月間と位置づけ、多重債務者対策本部、日弁連、日司連、法テラスにおいて、互いに連携して積極的な広報活動などを行う。

2. 無料相談会費用負担

- 当日参加する弁護士・司法書士及び中小企業団体の経営相談員等の費用は交通費を含めて全てそれぞれ所属する団体で負担する。
- 相談会の会場は、各都道府県と当該都道府県の弁護士会・司法書士会が相談の上適宜確保する（各都道府県の体育館を利用することや、消費生活センター、弁護士会・司法書士会の施設等を利用することが考えられる。また、会場を選定する際は、相談に訪れる者のプライバシーに配慮する。）。
- 当日、相談用の仮設電話を設置する場合の費用は、原則として弁護士会・司法書士会側で負担する。

3. 期待される効果

- 全国的に、多重債務者相談及び事業者向けの貸金業法に関する相談会を宣伝することで、潜在的な多重債務者や貸金業者からの借入れに関する相談を行いたい事業者が相談窓口を訪れる契機を提供する。
- 自治体の相談員等が弁護士・司法書士と同席して多重債務者相談に当たることにより、多重債務者相談に関する経験を積むことが期待できる。
- 経営相談員等や多重債務相談員等と弁護士・司法書士が連携してこのようなイベントを実施することで、双方の連携が深まる。

4. 留意点

(1) 債務整理費用の負担削減

- ①無料相談会を経て、具体的な債務整理の手続きに移行する場合、相談者が特定調停による債務整理が適当と判断されれば、弁護士・司法書士は積極的に特定調停の手続きを薦め、相談者の費用負担削減に努める。

- ②無料相談会には生活に困窮している多重債務者が多いと予想されることから、仮に、弁護士・司法書士が受任することになった場合には、弁護士費用・司法書士費用については、その実情に応じ極力低廉な価格に設定し、併せて分割返済を基本とする。
- ③相談者に対して、法テラスの民事法律扶助制度について説明を行い、必要な場合はその活用を図る。

(2) 相談の際の留意点

相談の際、債務整理の手続きをとる場合、以後新たな借入れを受けることが困難となる可能性がある旨を相談者に説明することとする。

(3) 自殺対策部局を含めた関連部局等との連携

- ①キャンペーンの実施にあたり、必要に応じて、各都道府県、政令指定都市の自殺対策担当部署との連携体制のより一層の整備に務める（例えば、自殺関連の相談が寄せられた場合に、当該相談者が多重債務に陥っていることが判明したときは、当該都道府県、市区町村の多重債務者向け相談窓口へ誘導できるよう、事前に連絡先等を周知する等の体制を整えておくことが考えられる。）。
- ②また、必要に応じて、他の関係機関、各都道府県の関係部局とも連携する（例えば、ヤミ金に関する相談が寄せられた場合には警察への情報提供を行う、公的な融資制度に関する相談が寄せられた場合には、事業者については、日本政策金融公庫等の公的金融機関を、消費者については、社会福祉協議会や各都道府県の担当部局を紹介する等が考えられる。）。
- ③さらに、各都道府県、市区町村等の徴税部門等とも連携し、当該部門において、多重債務者に陥っている可能性のある相談者等を発見した場合は、当該都道府県、市区町村の多重債務者向け相談窓口へ誘導できるよう、事前に連絡先等を周知する等の体制を整備する。

(4) その他

- ①実施にあたっては、本実施要領を基本とし、詳細については、各都道府県と当該都道府県の弁護士会、司法書士会、法テラス地方事務所、中小企業団体、連携先の関係機関等が相談の上定めることとする。
- ②来年度以降の実施については、各都道府県における相談対応の整備状況を踏まえ、多重債務者対策本部本部長が決定する。

(以 上)